

令和4年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料

就労系サービス説明要旨

1 法改正等について (P1～)

(1) 法改正について

法改正が令和6年4月から施行され、就労系では新たなサービス「就労選択支援」の創設等がある。P2 厚生労働省資料参照。

(2) 基準改正、報酬改定について

基準省令改正及び報酬改定が3年に1回なされるが、次回改正等が令和6年4月1日に行われる予定であり、その内容は、今後、厚生労働省で検討される。

(3) 令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬等について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、取扱いは次のとおり。

- ・基本報酬の算定に関して、実績判定に用いる年度については、令和5年3月中に示される留意事項通知によること。
- ・就労継続支援A型の経営改善計画に作成については、令和2年3月2日事務連絡が廃止されない限り、引き続き特例的取扱いを適用する。

2 運営・報酬の留意事項等 (P10～)

(1) 運営・報酬の留意事項 (実地指導における主な指導事項から)

実地指導等において指摘された事項について、その留意点等を記載している。

特に令和3年4月の基準改正、報酬改定により追加・修正された事項については、確認をお願いする。

(2) 施設外就労について

施設外就労については、加算の評価はなくなったが、基本報酬を算定するための要件が、AB留意事項通知に記載されている。特に、請負契約については、契約内容について留意すること。

(3) 在宅において利用する場合の支援について

令和3年度から、在宅利用による支援が可能な対象者の範囲が拡大されている。

当該利用については、予め市町村が認めた利用者に限られるが、この手続きを行っていないなど不適切な取扱いがないように留意すること。

(4) 就労継続支援A型事業所における最低賃金の減額の特例許可申請について

この手続きは、特例的な措置であり、実施に当たっては利用者やその家族への説明と同意を得たうえで、適切に行うこと。

3 就労継続支援A型事業所の経営改善への積極的な取組について (P44～)

A型事業所のうち賃金に係る基準を満たしていない事業所については、経営改善への積極的な取組が求められている。

県のA型事業所に対する毎年度の調査及び指導等についての取扱いを記載している。

特に当該基準を満たしていないA型事業所におかれては、危機意識を持って積極的な取組を求める。

(別冊) 就労支援事業会計の運用ガイドラインについて

就労系事業所における就労支援事業会計について、各法人において判断に迷い、取扱いが異なっている現状が確認されたため、会計処理の参考となるガイドラインを令和4年3月に厚生労働省において作成した。

特に基本的な考え方 (P12～14) と標準的な処理方法 (P25～26) を確認しておくこと。